

有限責任中間法人 薬剤師認定制度認証機構
平成 17 年度 第 2 回社員総会・第 3 回理事会 議事録

1. 開催日時 平成 18 年 3 月 13 日 (月) 14:00~16:15
2. 開催場所 (社) 日本薬学会長井記念館 C 会議室
3. 出席者等 理事現在数 14 名 (うち社員代表 7 名 *印)
(出席者) 理事 井上 圭三*、井村 伸正*、生出泉太郎、奥村 勝彦、佐藤登志郎、
宮崎 利夫*、望月 正隆、内山 充
監事 七海 朗、平井 俊樹
(委任状提出者) 乾 賢一*、内野 克喜、工藤 一郎、全田 浩*、中西 敏夫*、
橋田 充*
(その他の出席者)
厚生労働省医薬食品局総務課 関野 秀人 課長補佐
前田 昌子

4. 開 会

理事長挨拶の後議事に入った。

議長は、定款第 31 条の規定に基づき内山理事長が務めた。

5. 定足数確認

社員総会の出席状況は社員代表 7 名のうち出席者 3 名、委任状提出者 4 名、理事会の出席状況は、理事総数 14 名のうち、出席者 8 名、委任状提出者 6 名で定款第 32 条の規定に基づく定足数を満たした。

6. 議事録署名人の選任

定款第 35 条の規定に基づく議事録署名人として、議長より 井上理事、望月理事を指名したいとの提案が有り了承された。

7. 審議事項

社員総会

(1) 理事の選出

理事長より、あらかじめ送付した資料 1 に基づき、井部俊子氏(聖路加看護大学学長)を新任理事候補者として提案があり、異議なく承認された。

理事会

(1) 第 1 号議案「平成 18 年度事業計画」

理事長より、予め送付した資料 2 に基づき議案の説明があり、審議の結果、出席理事全員が了承し、原案どおり議決された。

なお、平成17年度事業報告、収支決算に関わる平成18年度第1回社員総会・理事会は、平成18年6月19日(月)開催予定であるが、認証申請の審議等で必要があれば臨時理事会(書面理事会を含む)を随時開催することが了承された。

(2) 第2号議案「平成18年度予算案」

理事長より、予め送付した資料3に基づき議案の説明があり、質疑応答後、平成18年度収支予算原案について出席理事全員が了承し議決された。なお、認証申請の増加傾向に鑑み、予算の許す限り事務局機能を充足することが望ましいという意見があった。

(3) 第3号議案「認証制度の認証に関わる審査」

理事長より、予め送付した資料4-1、4-2.1、4-2.2に基づき、東邦大学薬学部から提出された生涯学習認定制度の認証申請に対する認定制度委員による評価結果が報告された。

委員からのコメントのうち、今回申請された認定制度の運営に関するものについては申請者により適切に回答、修正がなされ、他方、認証の進め方や考え方等に関するものについては認証機構から見解等が示された旨報告があり、総合評価として基準適合として認証することについて出席理事全員の承認が得られ議決された。

なお、第3号議案に関連して、認証の進め方、考え方に関する認証機構の方針、見解(資料4-3)につき、次のような質疑応答がなされた。

◇生涯研修プロバイダーを数多く育成し、認定制度の拡充を図る必要性は理解するが、薬剤師免許の更新が既成事実であるような表現は好ましくない。⇒免許更新制については現状様々な意見があり、導入には多くの調整や条件の整備が必要であることは了知している。生涯研修の単位の均等性を目指すのが認証機構の目標であり、それは免許更新制が実現した時には役立つに違いないと考えているが、現在の認証機構の事業は免許更新制の実現を目指しているものではないので、表現には配慮する。

◇薬剤師の再教育(たとえば行政処分を受けた薬剤師など)を意図するような計画立案時には、行政処分の事由等に応じて研修内容を十分検討し、適切な方針を構築する必要がある。⇒特定領域、たとえば法規と技術と倫理その他重点領域を定めた研修事業が一通り用意されれば、いろいろなタイプの再教育に応用できると考えている。

◇生涯研修プロバイダーの質を評価する方策を立てておくべきではないか⇒実施された研修内容のモニタリングが必要である。認定制度委員には常時モニタリングを依頼してあるが、認証を受けたプロバイダーには、受講生に必ず評価表を配布して、アンケート方式による評価の手法を整えることなどを要望したい。

◇研修や認定を一定期間行なった後に認証申請をしたほうが良いという意見も

あるが、評価により認定制度がより良く整備されるから、発足前に申請した方がよいのではないか。⇒申請の前に認定制度を発足させておく必要はないが、研修等の実施経験を積んだ後に、それをもとに申請して頂いた方が、適切な評価が可能となる。

◇認証の条件が、非営利と公開を基本原則としていることは了承するが、さらに地元薬剤師の営業活動等に支障を生じるような研修計画にはならないように留意して欲しい。⇒学習に関する限りは全薬剤師が相互に協力する雰囲気を作りたい。

◇認定の条件として単位の共通性が謳われているが、プロバイダー自身の発給した単位をどの程度必須とするかの目安がない。⇒認定の条件に、プロバイダー自身の単位をどの程度要求するかはプロバイダーが自主的に決めてよいこととしており、申請書に記載を求めることにより、認証機構がその妥当性を評価する。プロバイダーが特に記載していない場合は条件無しと解釈する。必須比率は評価時に常識的に判断する。なお、共通に有効な単位は、認証機構が認証したプロバイダーの発給したものに限る。

8. 報告事項

理事長より、現在までの事業進行状況等について報告がなされた。また、認定制度委員の任期は本年3月31日までであるが、全員に引き続き次期（2年間）も委員を委嘱したいこと、新たに委員を追加する場合には理事会に承認を求めたいことが報告された。

9. 閉会

全議事を終了して閉会した。

以上、議事の経過及び結果を明確にするため、この議事録を作成し、定款第35条第2項により、議長及び議事録署名人は署名、押印する。

平成18年3月20日

議 長 内 山 充 印

議事録署名人 望 月 正 隆 印

議事録署名人 井 上 圭 三 印